

令和6年度 大分県内部統制評価報告書

審 査 意 見 書

大分県監査委員

監査第 326 号

令和7年8月8日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県監査委員 長谷尾 雅通

大分県監査委員 長野 恭子

大分県監査委員 太田 正美

大分県監査委員 二ノ宮 健治

令和6年度大分県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和6年度大分県内部統制評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度大分県内部統制評価報告書

審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の基準

令和6年度大分県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、大分県監査委員監査基準に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を踏まえ実施した。

第2 審査の対象

令和6年度大分県内部統制評価報告書

第3 審査の方法等

審査に付された報告書及びその基礎となる資料について

- 1 大分県知事による評価が手続に沿って適切に実施されているか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を行った。

第2章 審査の結果

前章のとおり審査した限りにおいて、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

第3章 審査意見

今回、内部統制運用上の重大な不適切と評価された2件について、主な原因として以下の事項が挙げられる。

第一に、契約事務に関して進捗管理やチェック機能、公印管理が不十分

第二に、生産製作品の生産及び売却に関して作業手順及び出荷管理の確認が不十分

報告を受けた事例以外にも定期監査では、産業廃棄物処理において処分許可業者でない者と法の基準を満たさない契約書を用いて契約するなど法令に違反した事例や、STEAM教育の一環で実施された委託業務において、あいまいな仕様書を用いて契約した上に、一部の業務を実施していないにもかかわらず不十分な業務完了通知書を基に支出した事例が見受けられた。

また、道路占用料の算定誤りや光熱水費等の支払い遅延など会計規則等に基づいた基本的な会計処理が行われていない事例が認められた。

内部統制では、業務の効率的かつ効果的な遂行はもとより、財務事務において、法令、条例、規則、マニュアルなどルールへの遵守及びそれらの適正な運用等が不可欠である。

そのためには、契約事務等における進捗管理の強化及び適正な文書事務と公印使用の管理や、生産製作品の出荷工程における作業手順等の遵守など適正な財産管理の徹底が求められる。

また、職場における職員への支援体制を強化するとともに、職員の法令遵守の意識を向上させるための取組も必要である。

このような認識に立ち、内部統制制度がさらに実効性のあるものとなるよう努められたい。

